

令和4年6月10日（金）開催

令和4年度  
第3回農業委員会定例総会議事録

横浜町農業委員会

### 第3回横浜町農業委員会定例総会議事録

1. 期 日 令和4年6月10日（金）
2. 開催時間 午後1時30分
3. 場 所 横浜町役場 3階 大会議室
4. 出席委員氏名 1番 菊池國廣 2番 青木一人 3番 野坂時夫  
5番 杉山幸進 6番 秋田孝明 7番 長倉喜美男  
8番 沖津由藏 9番 澤谷政夫
5. 欠席委員氏名
6. 出席職員氏名 主査 秋田 凌
7. 案 件  
報告 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
報告 第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について  
議案 第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
議案 第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
(一括方式)  
議案 第4号 横浜農業振興地域整備計画の変更(案)  
議案 第5号 令和4年度最適化活動の目標の設定及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
8. 議事の経過並びに会議要領

事務局 秋田 定刻となりましたので、ただいまより令和4年6月1日に招集告示致しました令和4年度第3回農業委員会定例総会を開会致します。

皆様ご起立ください・礼・ご着席ください。

本日、出席されている農業委員は8名ですので、横浜町農業委員会会議規則第7条により、総会は成立致します。また、農地利用最適化推進委員より出席予定であった浦須内推進委員は欠席となります。なお欠席の届出がありましたことをご報告いたします。

初めに長倉会長よりご挨拶をお願い致します。

議 長 長倉 (～あいさつ省略～)

事務局 秋田 それでは、横浜町農業委員会会議規則第 5 条により、会長は総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしくお願い致します。

議 長 長倉 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

これより会議に入ります。はじめに、議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認め、議長より指名致します。

6 番 秋田孝明 委員、8 番 沖津由藏 委員を指名致します。

次に、会期の決定を行います。総会の会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。(異議なし)

ご異議なしと認め、総会の会期は本日 1 日限りと決定致します。

それでは、報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 秋田 1 ページをお願い致します。ご報告致します。農地法施行規則第 2 1 条の規定により、相続等による権利取得に係る届出書を受理したので報告するものであります。今回は相続 1 件の 2 筆、面積 3, 5 9 9 m<sup>2</sup>であります。また、あっせんの希望はございません。なお、届出者には受理通知書を送付済みであります。以上です。

議 長 長倉 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

意見なしと認め、報告第 1 号を報告済みと致します。

続きまして、報告第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 秋田 2 ページ及び 3 ページをお願い致します。

農地法施行規則第 1 8 条第 6 項の規定により、合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。今回は農地中間管理機構に係るものが 2 件の 2 筆、9, 0 9 4 m<sup>2</sup>、基盤法に係るものが 1 件の 6 筆、2 7, 8 1 8 m<sup>2</sup>、農地法第 3 条に係るものが 1 件の 1 筆、9 6 9 m<sup>2</sup>を合意解約するものであります。解約理由としては、番号 1 及び 3 は誤って契約されていたものです。番号 2 及び 4 は農地法第 3 条にて所有権移転をするためであ

ります。以上です

議長 長倉 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

農業委員 杉山 「誤って契約されていた」とは詳しくはどういう事でしょうか。

事務局 秋田 この契約が平成28年度のものなのですが、当時どういう経緯で役場担当と当事者が契約に至ったのかわからないのですが、耕作していないところを契約したことになります。当時から産業振興課が担当していて、契約者とは凶面を見て地番を決めていました。可能性としては契約書類作成時に違う地番を入力したことも考えられます。

農業委員 杉山 過去にも同じことが何回かあったので、懸念しています。

事務局 秋田 そのとおりです。過去の同事項を見返してみると、平成27年や28年の契約でした。当時は事業自体が出始めということで不便もありましたが、事業内容は徐々に改善されていますので、最近契約されたものについては今回のようなことは無いかなと考えています。

議長 長倉 意見がありましたが納得といたします。  
他にご意見等ありますか。  
意見なしと認め、報告第2号を報告済みと致します。

ここからは議案の審議に入ります。  
議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、事務局より説明お願い致します。

事務局 秋田 それでは、4ページ及び5ページをお願い致します。  
ご説明する前に、本日の議案に係る現地調査は5月27日（金）に、農業委員6番 秋田委員及び農地利用最適化推進委員の浦須内委員並びに事務局の3名で実施しましたことをご報告致します。なお、当初は高橋推進委員も参加予定でしたが所用により急遽参加できないとの連絡があったため3名で実施いたしました。  
それでは、議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明致します。今回の申請は3件でございます。番号1については、譲渡人が相続により取得いたしました。が、町外在住者であり耕作が困難であるため譲受人が管理していましたが今後も耕作する見込みが無

いことから売買するものであります。番号2についても、譲渡人が県外へ転出したことにより譲受人が管理していましたが、今後帰ってくる見込みがないことから売買するものであります。譲受人は以前、所有農地を売った事実があります。しかしながら再び農地を取得するものであります。事務局から譲受人へ「取得農地を維持すること」さらに「同じことをするならば今回申請することは取り止めること」を伝えてあり、納得のうえでの申請であります。番号3は、父から子へ贈与するものであります。申請地の図面は、6ページから7ページにございます。また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議 長 長倉                   引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

農業委員 秋田               （～現地調査結果報告～）

議 長 長倉                   ただいまの報告について、質疑を認めます。質疑ございませんか。  
質疑なしと認め、これより採決致します。  
本件を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。  
全員賛成ですので、議案第1号は許可することに決定致します。

議 長 長倉                   次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田                   8ページをお願い致します。

ご説明いたします。今回の申請は1件で、青森県知事へ申請するために意見を求めるものであります。申請地については、〇〇〇〇の農地となっており農地区分は第2種農地となります。農地転用許可の見込みについては、第3種農地及び非農地に代替地がない場合に限りです。申請書へ代替地を検討した結果が分かる書類を添付していることを確認済みであります。転用計画は太陽光発電設備を設置し21年間地上権設定で賃貸借する計画であります。また、青森県農林水産部構造政策課担当者へも土地利用計画図を事前確認してもらい問題が無いことを確認済みであります。申請地の図面は9ページにございます。また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議 長 長倉                   引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

農業委員 秋田               （～現地調査結果報告～）

議長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。  
質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第2号は許可相当とすることに決定致します。

次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（一括方式）の承認について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田

ご説明いたします。今回の申請は1件で、農地中間管理機構を活用するものであります。申請地は〇〇〇〇に位置しております。所有者より耕作者へ耕作依頼があったため10年間使用貸借し牧草を作付けする計画であります。申請地の図面は11ページにございます。以上です。

議長 長倉

ただいまの説明等について質疑を認めます。質疑ございませんか。  
質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第3号は承認することに決定致します。

次に、議案第4号 横浜農業振興地域整備計画の変更（案）について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田

ご説明いたします。12ページ及び議案第4号別紙①～④をご覧ください。農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に係る変更について、同法施行規則第3条の2の規定により農業委員会へ意見を求めるものであります。今回の申請は4件で用途変更2件除外2件となっております。それでは、担当者より概要等の説明をいたします。よろしく申し上げます。

産業振興課 佐藤

（～農振担当者説明～）

議長 長倉

ただいまの説明等について質疑を認めます。質疑ございませんか。

農業委員 菊池

資料4-②についてです。ここはさらに道路が増えるのでしょうか。

産業振興課 佐藤

現在設置されている風力設備が新たに大きいものになります。これに

伴い搬入機械等が大きい機械になることを考えて、その分の幅を確保するということとなります。実際に道路拡幅するものではなく、その分を見越して判断したということとなります。

議長 長倉 他に質疑ございませんか。

農業委員 杉山 案件の土地は牛を放牧していると思いますが、このことを含めて考えられていますでしょうか。

産業振興課 佐藤 はい、含められています。  
既存設備と同様に施しますので問題ありません。

議長 長倉 他に質疑ございませんか。  
質疑なしと認め、これより採決致します。  
本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。  
全員賛成ですので、議案第4号は意見なしで回答することに決定致します。

次に、議案第5号 令和4年度最適化活動の目標の設定等及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田 (～詳細説明～)

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。  
質疑なしと認め、これより採決致します。  
本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。  
全員賛成ですので、議案第5号は承認することに決定致します。

以上で、本日の議案審議は全て終了致しました。  
その他、事務局から何かあればお願い致します。

議長 長倉 これをもちまして令和4年度第3回農業委員会定例総会を閉会致します。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに押印する。

令和4年6月10日（金）

横浜町農業委員会

議 長 長倉 喜美男 ㊟

議事録署名者 秋田 孝明 ㊟

議事録署名者 沖津 由藏 ㊟